

市街化調整区域内の違反建築物に対する
除却命令の発令について

横浜市は、横浜市金沢区の市街化調整区域内の違反建築物について、これまで建築主に対し
て是正するよう指導してまいりましたが、是正されないため、本日、都市計画法第81条第1項
の規定に基づき、違反建築物の除却命令を発令し、都市計画法第81条第3項の規定に基づく標
識を現地に設置しました。



【奥ユニットハウスが棟（1）、手前ユニットトイレが棟（2）】

1 違反建築物の概要

建 築 場	横浜市金沢区能見台六丁目39番の31		
区 域 区 分	市街化調整区域		
建築物の概要		棟（1）	棟（2）
	用 途	事務所	倉庫
	構 造	鉄骨造（ユニットハウス）	FRP製（ユニットトイレ）
	階 数	地上1階	地上1階
	延べ面積	約6.82㎡	約0.95㎡

2 違反の概要

違 反 条 項	都市計画法 第 43 条（無許可の建築物）
---------	-----------------------

3 措置命令の内容

命 令 内 容	上記違反建築物を除却すること。
命 令 発 令 日	平成 26 年 10 月 16 日
履 行 期 限	平成 26 年 11 月 27 日

裏面に続く

4 主な指導経過

年	月	日	概要
25	8	13	現場調査にて建築物2棟の設置を確認
	9	13	呼出通知書送付（受け取らず返送される）
	10	3	呼出通知書送付（来庁せず）
26	4	25	是正勧告書送付（来庁せず）
	6	20	是正勧告書投函（来庁せず）
	7	14	是正勧告書手交
	7	23	聴聞実施
	8	18	是正計画書提出期限（提出されず）
	9	30	弁明の機会の付与

※現場調査にて、定期的に状況を確認しています。

5 今後の対応

都市計画法第 81 条第 3 項の規定に基づき当該命令を発令した旨を市報に登載するとともに、横浜市建築局違反对策課のホームページに掲載し、命令の履行を強く求めてまいります。

お問合せ先
建築局違反对策課長 大谷 勝